

○綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱

平成25年3月29日

綾部市告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「工事等」という。）に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、市が発注する工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行った有資格業者を市が発注する工事等の契約のために指名してはならない。

3 市長は、第1項の規定により指名停止を行った有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止を行った有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当

該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は36か月を超えないものとする。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなった場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）

(2) 別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項の措置要件に該当することとなった場合

(3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第2項又は第3項の措置要件に該当することとなった場合

3 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を別表各項又は前2項の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について、極めて悪質な事由があると認め、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を別表各項並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は36か月を超えないものとする。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更し、又は同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになったときは別表各項に定めるところにより指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は36か月を超えないものとする。

6 市長は、別表第2第2項に該当した有資格業者について、次の各号のいずれかに該当し、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を別表第2第2項の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条の4の規定による課徴金減免制度が適用されたとき。

(2) 独占禁止法第7条の4の規定による課徴金減免制度に基づく報告を行ったが、算出された課徴金の額が100万円未満であったため、同法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象とならなかったとき。

7 市長は、指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更し、又は同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなったときは別表各項に定めるところにより指名停止の期間を変更することができるものとし、当初の指名停止期間を控除した期間について更に指名停止を行うことができる。ただし、その期間は36か月を超えないものとする。

8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第5条 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第6項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、当該指名停止の事由が市の発注する工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を求めるものとする。

(一般競争入札の参加資格)

第7条 一般競争入札においては、指名停止がなされていないことを入札公告で示す入札参加者の資格とするものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事を発注する場合その他特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注する工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第2第6項第2号又は第3号の措置要件に該当した有資格業者についてはこの限りでない。

(情報の収集)

第10条 市長は、有資格業者に係る指名停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると

認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告し、又は注意の喚起を行うことができる。

(指名対象からの除外)

第12条 市長は、別表各項に掲げる措置要件に該当する場合のほか、市が発注する工事等を受注させるのが適当でないと認められる有資格業者について、綾部市指名委員会の審査を経て当該工事等の指名の対象から除外することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第61号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日告示第17号)

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第58号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第12条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市が発注する工事等の入札に際し、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前後の調査資料に虚偽等の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（1） 工事等実績、技術者資格に係る虚偽等入札参加資格の成否に係る重大なとき。</p> <p>（2） 次号に掲げる場合のほか入札参加資格の成否に係らないとき。</p> <p>（3） 個人の資格に係る虚偽等得有資格業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p>
<p>（過失による粗雑工事等）</p> <p>2 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>（1） 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等のとき。</p> <p>イ 市内の他の工事等のとき。</p> <p>（2） 前号に掲げる場合のほか、市が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。</p> <p>ア 粗雑の程度が極めて重大なとき。</p> <p>イ 粗雑の程度が重大なとき。</p> <p>（3） 市が発注する工事において成績が著しく不良なとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p> <p>1か月</p>
<p>（契約違反）</p> <p>3 市が発注する工事等の実施に当たり、契約に違反する等、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（1） 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>ア 契約に定める発注者の解除権を行使したとき（別表第2第5項に該当する場合を除く。）。</p>	6 か月
<p>イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。</p>	3 か月
<p>ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約の相手方の責めに帰すべき事由が認められるとき。</p>	1 か月
<p>(2) 履行遅滞があったとき。</p>	
<p>ア 2か月以上の履行遅滞</p>	3 か月
<p>イ 1か月以上2か月未満の履行遅滞</p>	2 か月
<p>(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p>	
<p>ア 公害及び危険防止対策不良</p>	3 か月
<p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良</p>	2 か月
<p>(4) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p>	
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>4 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p>	
<p>ア 市が発注する工事等における事故</p>	6 か月
<p>イ 市内の他の工事等における事故</p>	3 か月
<p>ウ 市外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。）</p>	2 か月
<p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p>	
<p>ア 市が発注する工事等における事故</p>	3 か月
<p>イ 市内の他の工事等における事故</p>	2 か月
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p>	
<p>5 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から

(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	2 か月
イ 市内の他の工事等における事故	1 か月
ウ 市外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。）	1 か月
(2) 負傷者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事故	1 か月
イ 市内の他の工事等における事故	1 か月

別表第 2（第 2 条、第 4 条、第 1 2 条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 市の職員に対する贈賄	3 6 か月
(2) 市内の他の公共機関の職員に対する贈賄	1 8 か月
(3) 市外の他の公共機関の職員に対する贈賄	1 2 か月
(独占禁止法違反)	
2 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会から告発されたとき。	
ア 市の発注における違反	2 4 か月
イ 市内における違反（アに掲げる場合を除く。）	1 8 か月
ウ 市外における違反	1 2 か月
(2) 公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定を受けたとき。	
ア 市の発注における違反	1 8 か月
イ 市内における違反（アに掲げる場合を除く。）	1 2 か月
ウ 市外における違反	9 か月
(談合等)	
3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、刑法（明治 4 0	当該認定をした日から

年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
(1) 市の発注における談合等	36か月
(2) 市内における談合等(前号に掲げる場合を除く。)	18か月
(3) 市外における談合等 (不正又は不誠実な行為)	12か月
4 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 市内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。	6か月
(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為	
(ア) 市内における暴力行為	9か月
(イ) 市外における暴力行為	6か月
イ アに規定する者以外が行った暴力行為	
(ア) 市内における暴力行為	6か月
(イ) 市外における暴力行為	3か月
(3) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3か月
(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反をしたとき。	
ア 市が発注する工事等における違反	3か月
イ その他の工事等における違反	1か月
(5) 市が発注する工事等の入札に際し、資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。	1か月
(6) 市が発注する工事等の入札に際し、入札心得に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2か月
(7) 市が発注する工事等の入札に際し、落札した場合又	3か月

は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	
(8) 市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	1 8 か月
(9) 市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。	1 か月
(10) 市が発注する工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。 (暴力団関係)	1 か月
5 次のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 有資格業者等である個人、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは常時工事等の契約を締結する事務所（以下、「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。	2 4 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(2) 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。	2 4 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。	1 2 か月（本市の契約に係るものは2 4 か月）を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(4) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	1 2 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(5) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	1 2 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

<p>(6) 市が発注する工事等において、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団等から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。</p>	<p>12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(7) 市が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(8) 市が発注する工事等において、有資格業者が第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、契約担当者が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(経営状況)</p>	
<p>6 金融機関から取引停止となったときなどにより、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 金融機関から取引停止となったとき。</p>	<p>取引再開まで</p>
<p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てをしたとき。</p>	<p>更生手続の開始決定まで</p>
<p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしたとき。</p>	<p>再生計画の認可決定まで</p>
<p>(4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	
<p>(建設業法違反)</p>	
<p>7 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき（第3号に掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>ア 市が発注する工事等における違反</p>	<p>9か月</p>
<p>イ 市内の他の工事等における違反</p>	<p>6か月</p>
<p>ウ 市外の工事等における違反</p>	<p>4か月</p>
<p>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、同法</p>	

第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき（第4号に掲げる場合を除く。）。	
ア 市が発注する工事等における違反	6か月
イ 市内の他の工事等における違反	4か月
ウ 市外の工事等における違反	3か月
(3) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市内業者が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6か月
イ 市外業者が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	4か月
(4) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、建設業法第28条に規定する処分を受けたとき。	
ア 市内業者が処分を受けたとき。	4か月
イ 市外業者が処分を受けたとき。	3か月
(その他)	
8 別表第1並びに第1項から第5項まで及び前項に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的な行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月
9 別表第1並びに第1項から第5項まで及び前項に定める場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月

#### 備考

- 「成績が著しく不良」とは、工事成績評定点が55点未満の場合をいう。
- 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。
- 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認

められる者を含む。)又はその使用人をいう。

- 4 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- 5 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- 6 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれらに付随する業務をいう。
- 7 「業務関係法令」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。
- 8 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。
- 9 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。
- 10 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は市の所管業務において告発されたとき等をいう。
- 11 「入札心得に違反」とは、綾部市工事等競争入札心得第10条第1項から第5項まで並びに第12条第3号、第5号、第6号及び第11号の違反をいう。
- 12 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者をいう。
- 13 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。
- 14 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき、専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。）とする。
- 15 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪が、営業に関しないものであることにより別表第2第9項を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が営業に関するものである場合に、別表第1及び前各項に基づき措置する期間を限度とする。